

暮らしのお知らせ

転入・転出・転居・世帯主変更届

住所が変わったら手続きを

引っ越しにより住所などが変わるときは、市民課(市役所1階)、下総・大栄支所、市民課赤坂分室で手続きしてください。

届け出は、原則として本人または同一世帯の人が行います。代理人が届け出を行う場合は、委任状が必要です。住所が変わる人の氏名、生年月日、住所異動日、新・旧住所、新・旧世帯主氏名を確認して、記入できるようにしてください。

届け出時に、窓口に来た人の本人確認をしますので顔写真付きの住民基本台帳カード(住基カード)、運転免許証、パスポートなどを持ってきてください。外国人は在留カード・特別永住者証明書(旧外国人登録証明書)を持ってきてください。

また、住基カードを持っている人は、転入のときに転出証明書の添付が省略できる転入届の特例が

受けられます。

転入届

市外から成田市に移ってきたときは、14日以内に手続きしてください。

○必要なもの：前住所地の市区町村が発行した転出証明書(転入届の特例を受ける人は不要・年金手帳加入している人)・住基カード(持っている人)

転出届

成田市から市外へ移るときは、

転出届を提出してください。転出証明書が発行されます。住基カードを持っている人は、転出証明書は発行されませんが、届け出は必要です。

○必要なもの：国民健康保険証・介護保険証・後期高齢者医療保険証・子ども医療受給券(いずれも加入している人)

転居届

市内で住所を移したときは14日

以内に手続きしてください。

○必要なもの：国民健康保険証・介護保険証・後期高齢者医療保険証・年金手帳・子ども医療受給券(いずれも加入している人)

世帯主変更届

世帯主が変わったときは、14日以内に手続きしてください。

○必要なもの：国民健康保険証(加入している人)

※くわしくは市民課(☎20・152

5)、下総支所(☎96・1113)、

大栄支所(☎73・8066)へ。

国民年金保険料

4月から

1万5、250円に

国民年金の保険料が4月から1万5、250円に変わります。

4月に納付書を日本年金機構から郵送します。現金払いでの前納を希望する人は、4月30日(水)までに最寄りの金融機関やゆうちょ銀行、コンビニエンスストアで納めてください。

4月中旬を過ぎても納付書が届かない場合は、佐原年金事務所(☎0478・55・0145)へ連

絡してください。

学生納付特例制度

学生で、本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が免除される「学生納付特例制度」があります。

承認された期間は、老齢基礎年金を受け取るために必要な期間に算入されますが、年金額には反映されません。受け取る年金額を補うため、10年以内であれば保険料を納めることができる「追納制度」もあります。

日本年金機構から、申請書(はがき)が届いた人は、学校などの変更がない場合は、必要事項を書いて返送してください。

そのほかの人は、年金手帳(持っている人)、学生証の写し(有効期限が裏面に記載されている場合は、裏面の写しも)、印鑑(本人が署名する場合は不要)を持って、保険年金課(市役所1階)または下総・大栄支所で手続きしてください。

特例制度を利用するための申請は、毎年度必要となりますので、注意してください。

※くわしくは保険年金課(☎20・1547)へ。

国民健康保険の届け出

遅れると思わぬ負担が

職場の健康保険から脱退した場合、国民健康保険への加入の届け出が必要です。

保険税は、加入義務の生じた月から課税されます。届け出が遅れると、過去の分から一度にまとめて納めることになります。

加入と同様に、脱退の手続きも忘れないようにしてください。就職などでほかの健康保険に加入し、国保の資格がなくなったにもかかわらず、国保の保険証を使って診察を受けると、後日、その医療費を国保に返還しなければなりません。

届け出に必要なもの

○職場の健康保険を脱退した場合：職場の健康保険を脱退した証明書、顔写真付きの本人確認書類

○職場の健康保険に加入した場合：国保の保険証、職場の健康保険証

※くわしくは保険年金課(☎20・1526)へ。

市長日誌

3月1日～15日

2日	成田観光学「訪日外国人旅行者2000万人時代に向けて」
4日	健康づくり特別委員会 交通対策特別委員会
5日	空港対策特別委員会 大学誘致調査特別委員会
6日	グラウンド・ゴルフ協会チャンピオン大会 建設水道常任委員会 教育民生常任委員会
7日	経済環境常任委員会 総務常任委員会
8日	市民グラウンドバレーボール大会 シルバーいきいきフェスティバル うなりくんファン感謝祭
9日	成田ロータリークラブ杯少年サッカー大会 運氣上昇のまち成田PRイベント
10日	予算特別委員会(～13日・18日)
12日	千葉県シニアバタック大会
13日	成田中学校卒業式
14日	大栄幼稚園卒園証書授与式
15日	NBL千葉ジェッツ戦ティップオフセレモニー



開講に先立ってあいさつ(2日)

成田市協働推進の基本指針 素案の公表と意見募集

市では、市民の皆さんとの協働を進めていく上での基本的な方向性や方針を示す「成田市協働推進の基本指針」の策定を進めています。

指針の素案がまとまりましたので、公表し意見を募集します。

閲覧場所Ⅱ市民協働課(市役所2階)、行政資料室(市役所1階)、下総・大栄支所、各公民館、市立図書館、保健福祉館、三里塚コミュニティセンター、もりんぴあこづつ、企画政策課ホームページ(<http://www.city.narita.chiba.jp/sisei/sosiki/kikaku/pakome.html>)

直接・郵送・FAX・Eメールのいずれかで市民協働課(〒286-8585 花崎町760 FAX 24・1086 Eメール koyo@city.narita.chiba.jp)へ
意見の提出期限Ⅱ4月30日(水)
結果の公表Ⅱ市の考えと併せてホームページなどで掲載
※くわしくは市民協働課(☎20・1507)へ。

国民健康保険税と 後期高齢者医療保険料

国民健康保険税、後期高齢者医療保険料を年金から直接引き落とす特別徴収の4・6・8月の金額(仮徴収額は、平成26年2月分と同額です。10・12・2月の特別徴収額は7月下旬にお知らせします。申し出により口座振替での納付

環境美化運動 年3回 地区ごとにごみ拾い

「ポイ捨てをなくし、私たちのまちを私たちの手で美しく」を合言葉に、区や自治会、事業所などの協力で環境美化運動が実施されます。
この運動では、各地区の道路や公園などに捨てられている瓶・缶などのごみ拾いが行われます。
実施基準日Ⅱ5月25日(日)、8月3日(日)、12月7日(日)
※くわしくはクリーン推進課(☎20・1530)へ。

春の全国交通安全運動 思いやりのある運転を

4月6日(日)～15日(火)に「事故のない 明るい未来は 君の手で」をスローガンに、春の全国交通安全運動が実施されます。
重点目標は次の通りです。

- 子どもと高齢者の交通事故防止
- 自転車の安全利用の推進
- 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 飲酒運転の根絶

一人一人が交通ルールを守り、交通事故防止に努めましょう。
※くわしくは交通防犯課(☎20・1527)へ。

インターネット市政モニター 登録して まちづくりに参加を

市では、インターネットを利用してアンケート調査に回答してもらう「成田市インターネット市政モニター制度」を開始しました。
この制度は、市が抱える課題などについて市民の皆さんの考えや意見を伺う、事前登録制のアンケートシステムです。アンケート

水田土壌の検査結果

水田土壌の放射性物質の簡易検査^{*1}を実施しました。

	放射性セシウムの濃度 (ベクレル/kg) ^{*2}	採取場所
水田土壌 (3月11日・12日)	100以下	野馬込・西大須賀・芝・横山・北須賀・新田・一坪田・台方・畑ケ田
	101～150	高岡・北羽鳥
	151～200	新妻

*1 市の簡易検査はNaI(Tl)シンチレーションスペクトロメータによる測定

*2 ベクレルとは、放射能の強さを表す単位で、単位時間(1秒間)内に原子核が崩壊する数を表す

※くわしくは農政課(☎20-1541)へ。

の結果は、住民サービスを充実させるために活用します。
対象Ⅱ16歳以上の市内在住・在勤・在学の人
登録方法Ⅱ市インターネット市政モニターホームページ(<https://narimonicity.narita.chiba.jp/wim608/pc/index.do>)
「新規モニター登録」から登録
※くわしくは企画政策課(☎20・1500)へ。

税金や保険料などの納付

クレジットカードでも可能に

市では、平成26年度から、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税(普通徴収)、市・県民税(普通徴収)、介護保険料(普通徴収)を、インターネット(Yahoo! 公金支払い)を利用して、クレジットカードで納付できるようにしました。

納付金額に応じ、別途決済手数料が掛かります。

※くわしくは納税課(☎20・1519 ホームページ)<http://www.city.narita.chiba.jp/sisei/sosiki/nozei/index.html>へ。

都市再生整備計画事業

事後評価を公表

平成21年度から実施されていた成田駅周辺地区都市再生整備計画事業が平成25年度で完了しました。市では、事業の事後評価を行いましたので、結果を公表します。

閲覧場所Ⅱ都市計画課(市役所5階)、同課ホームページ(<http://www.city.narita.chiba.jp/si>

sei/sosiki/toshikei/index.html)

※くわしくは同課(☎20・1560)へ。

電子入札

4月1日から
ちば電子調達システムで

市では、県と県内市町村が共同で利用する「ちば電子調達システム」を利用した電子入札を実施します。また、入札参加資格審査申請(随時申請)を受け付けます。

電子入札

開始日Ⅱ4月1日(火)

対象Ⅱ工事、測量等、委託、物品入札方式

○一般競争入札(市町村版事後審査)Ⅱ工事、測量等

○一般競争入札(千葉県版事後審査)Ⅱ委託

○一般競争入札(WTO含む事前審査型)Ⅱ物品

ほかの入札方式や、紙による入札を行う場合もあります。物品は、紙入札を基本として、一部で試験的に電子入札を行います。

入札参加資格審査申請(随時申請)

開始日Ⅱ4月16日(水)

申請対象Ⅱ工事・測量等・委託・

物品の新規または団体追加、工事・測量等の業種追加

※くわしくは契約検査課(☎20・1515 ホームページ)<http://eb.idhp.city.narita.chiba.jp/eb.idhp.asp/nyuhp-main.asp>、

ちば電子調達システムのホームページ(<https://www.chiba-e-pbis.supercals.jp/portalPublic/>)へ。

成田市債権管理条例

公正で健全な
行財政運営のために

公正な行政執行と健全な財政運営の確保を目的に、市の債権の管理・回収を効果的に進める指針となる「成田市債権管理条例」が、4月1日から施行されました。

条例では、市の債権の管理者である市長の責務を明確にし、適正な債権管理・回収のための手続きなどについて定めています。

条例、施行規則の条文は納税課ホームページ(<http://www.city.narita.chiba.jp/sisei/sosiki/nozei/index.html>)へ閲覧することができます。

※くわしくは納税課債権回収対策室(☎20・1517)へ。

水道・下水道

手続きはジェネッツへ

市では、市営水道・市営簡易水道・下水道の料金や使用料に関する事務を(株)ジェネッツに委託しています。

使用開始・中止、名義変更・口座振替の申し込みは、「受け付け専用ダイヤル」(☎22・8880)で行ってください。ジェネッツの

ホームページ(<https://www.jenets.jp/cs/index.cgi?area=06>)でも使用開始・中止の申し込みができます。引越しの際は早めに手続きしてください。

ニュータウン地区で県営水道を使用している人の連絡先は、県水お客様センター(☎0570・001245)です。

※くわしくは水道部業務課(☎22・0269)、下水道課(☎20・1553)へ。

市内の放射線量測定結果

国の目標値は0.23マイクロシーベルト/時です。

単位: マイクロシーベルト/時

施設名	測定日	測定の高さ 1m	測定の高さ 0.5m	測定の高さ 0.05m
市役所(花崎町)	3月10日	0.09	0.09	0.07
	3月17日	0.09	0.09	0.09
下総支所(猿山)	3月10日	0.11	0.11	0.11
	3月17日	0.10	0.10	0.11
大栄支所(松子)	3月10日	0.08	0.08	0.08
	3月17日	0.08	0.08	0.08
大清水大気測定局 (遠山中敷地内)	3月10日	0.09	0.09	0.11
	3月17日	0.09	0.09	0.09
幡谷大気測定局 (久住体育館隣)	3月10日	0.09	0.09	0.09
	3月17日	0.08	0.09	0.09

※各施設の測定結果は、市ホームページ(<http://www.city.narita.chiba.jp/sisei/sosiki/koho/110311.html>)に掲載しています。くわしくは環境対策課(☎20-1532)へ。